

# TOTO

## TOTOグループ ビジネス行動ガイドライン





TOTOグループはグローバルにおいてその国・地域の生活文化を変える圧倒的な存在感を築き、愛される企業となることを目指しています。

それは、事業活動を行う各国・地域において、その土地に溶けこみ、そこで暮らすお客様のお役に立つことで、世界中にTOTOファンを増やしていくということです。

そのために、TOTOグループは社会価値と経済価値を別々のものと捉えるのではなく、社会課題・環境課題を事業で解決することで、経済成長を果たしていくサステナビリティ経営を推進していきます。つまり、私たちのすべての企業活動が各国・地域の法律を遵守し、人権を含む国際行動規範を尊重した適切なガバナンスを基盤としていること、各国・地域の文化や習慣、ステークホルダーの関心に配慮し、社会に貢献していること、成果が環境貢献につながっていること、このサイクルが回っているかを確認しながら、企業活動を推進するということです。

私たちの企業活動の根底には創立者の「国民の生活文化を向上させたい」「健康で文化的な生活を提供したい」という強い信念があり、その信念は社是・企業理念・企業行動憲章として脈々と受け継がれてきました。TOTOグループの目指す企業像は、創立以来のものづくりの原点を継承するとともに、これらグループ共有理念の実現や実行にあると考えています。そのためには、社員一人ひとりが日ごろから道徳心や倫理観を養いつつ、企業行動憲章を正しく理解し、実行していくことが必要です。

この「TOTOグループビジネス行動ガイドライン」は、企業行動憲章とそれに沿った行動例を日ごろから確認できるようにするために制作しています。

私は社長執行役員としてTOTOグループの先頭に立ち、社是・企業理念の実現と企業行動憲章の実行を果たしてまいります。皆さんもこのガイドラインをTOTOグループ共通のものであると認識し、内容を理解したうえで、様々な局面で誠実な判断と行動が行えるよう、指針として利用してください。

これからも、“真のグローバル企業”へ進化し続けるTOTOグループにしていきたいと思います。

代表取締役 社長執行役員

田村 信也

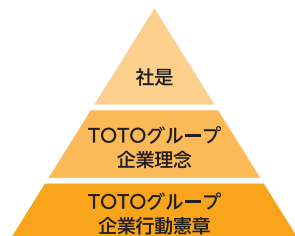
Shinya Tamura



# グループ共有理念

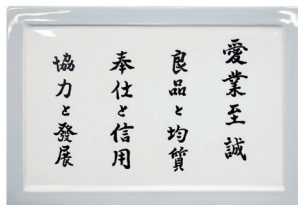


グループ共有理念とは、私たちが将来にわたって引き継いでいくもの、つまり『心』。  
「社は」「TOTOGグループ企業理念」「TOTOGグループ企業行動憲章」から成り立っています。



## 社は

1962(昭和37)年、創業以来の伝統を尊重しつつ、将来にわたって企業活動の基調になるものとして「社は」が制定されました。この「社は」には、「奉仕の精神でお客様の文化生活の向上に貢献し、一致協力して社会の発展に貢献する」という決意が込められています。



## 愛業至誠

東陶人はみな事業と一体になってその任務を全うし、自分の仕事を誠意を持って完遂することによりわが社の繁栄に寄与し、その繁栄が東陶に関係するすべての人に直接間接に帰趨するというあり方、考え方が大切であると思う。会社が良くなればお互いにも良くなれない、という一貫した考え方を要約すれば『愛業至誠』ということである。

## 良品と均質

従来いづれも最高の品質品位を確保してきたが、今後とも、時代の進展と要請に応え業界に先行していくためには、この伝統ある優秀な技術をさらに高め、ますます製品の均質性と歩留りの向上をめざさなければならぬ。

## 奉仕と信用

良品・均質な製品をつくりだすのは、単に当社のみが利益を享受するためのものではなく、これを使っていただく顧客に真に喜ばれるものでなくてはならない。われわれはあくまでも当社の商品によって社会のお役に立ち、文化生活の向上に貢献しなければならない。そのためには、内外ともにあらゆる業務において奉仕の精神をもって最善の努力を傾け、真に最大の信用を得るように、日常互いに心がけることが大切である。

## 協力と発展

われわれは会社の事業を愛し、互いに親和・協力一致して責任を遂行し、事業の発展を通じて株主・関係先をはじめ、社会の連帯として共栄・発展に大いに寄与しなければならない。またこの努力なくしては、社会の福祉向上はもとより、真の発展は期し得られない。

## TOTOグループ企業理念

私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、  
世界の人々から信頼される企業を目指します。

そのために

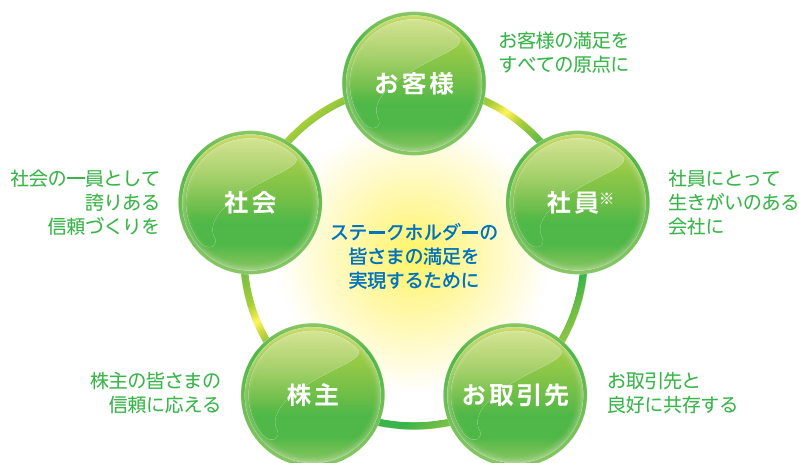
- 水まわりを中心とした、豊かで快適な生活文化を創造します。
- さまざまな提案を通じ、お客様の期待以上の満足を追求めます。
- たゆまぬ研究開発により、質の高い商品とサービスを提供します。
- 限りある資源とエネルギーを大切にし、地球環境を守ります。
- 一人ひとりの個性を尊重し、いきいきとした職場を実現します。

(2004年9月10日制定)

## TOTOグループ企業行動憲章

TOTOグループは、各国・地域において公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在であり続けたいと考えています。その実現のために、TOTOグループで働くすべての人々が社是・企業理念に基づき高い倫理観を持って活動し、社会的責任を果たしていくことを目指します。

この「TOTOグループ企業行動憲章」は、ステークホルダーの皆様の満足を実現するために、TOTOグループで働くすべての人々の活動の基本スタンスとするものです。



※TOTOは「TOTOグループで働く全ての人々」を「社員」と定義し、表現しています。以下、本ガイドライン内では「社員」という言葉を同様の意味で用います。

1. 私たちは、お客様満足を追求し、イノベーションを通じて地球環境に配慮した安全で誰にでも使いやすい商品やサービスを提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ります。
2. 私たちは、透明で公正な行動かつ責任ある調達で良識ある事業活動を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 私たちは、社会とのコミュニケーションを行い、積極的、効果的かつ公正に企業情報を開示し、幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図ります。
4. 私たちは、各国、地域すべての人々の人権を尊重した事業活動を展開し、その発展に貢献します。
5. 私たちは、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションによりお客様の満足を追求します。
6. 私たちは、働くすべての人々の能力を高め、多様性、個性を尊重する働き方および健康と安全に配慮した働きやすい職場を実現します。
7. 私たちは、地球環境問題を人類共通の課題と認識し、企業の存在と活動に必須の要件としてグローバルな観点から主体的に取り組めます。
8. 私たちは、企業市民として、地域や社会に積極的に参画し、その発展に貢献します。
9. 私たちは、反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え組織的な危機管理を徹底します。
10. ＴＯＴＯの経営トップは経営にあたり、実効あるガバナンスを構築し、自らの役割としてＴＯＴＯグループはもとより、取引先をはじめとするサプライチェーンに対して、企業倫理の徹底を図ります。



## 職場環境と規律

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 01. 人権の尊重         | P07 |
| 02. ハラスメントの禁止     | P08 |
| 03. 労働安全衛生        | P09 |
| 04. 薬物・飲酒・賭博(賭け事) | P10 |
| 05. 私的な利得追求の禁止    | P11 |
| 06. 国際・地域ルールへの尊重  | P12 |

## 資産保護

|                  |     |
|------------------|-----|
| 07. 資産の保護        | P13 |
| 08. 知的財産権の尊重     | P14 |
| 09. 情報システムの適正な使用 | P15 |
| 10. 個人情報の保護      | P16 |
| 11. 会社機密の保持      | P17 |

## 公正な事業活動

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 12. インサイダー取引の防止 | P18 |
| 13. 公正な取引       | P19 |
| 14. 優越的地位の濫用の禁止 | P20 |
| 15. 契約の遵守       | P21 |
| 16. 公務員への不正支払防止 | P22 |
| 17. 贈収賄行為の禁止    | P23 |
| 18. 反社会的勢力への対応  | P24 |
| 19. 輸出入         | P25 |

## 商品・サービス

|                  |     |
|------------------|-----|
| 20. 安全な製品(製造物責任) | P26 |
| 21. お客様(消費者)の保護  | P27 |
| 22. お客様満足        | P28 |
| 23. ユニバーサルデザイン   | P29 |

## 環境・社会貢献

|               |     |
|---------------|-----|
| 24. 環境保全      | P30 |
| 25. 社会貢献・地域共生 | P31 |

# 01 人権の尊重

TOTOグループは、TOTOグループ人権方針に基づき、すべての人々の人権を尊重した事業活動を行います。

## 遵守ガイド

1. 人種、国籍、性のあり方、宗教、信条、年齢、出身、身体的・精神的障がい、その他業務の遂行と全く関係のない事由による差別を行ってははいけません。
2. 差別的言動、嫌がらせ、誹謗・中傷、脅迫・粗暴行為、その他TOTOグループの社員としてあるまじき言動により、他人に恐怖心を与えたり、不快な思いをさせるようなことは厳に慎まなければなりません。
3. 上記1・2のような行為・言動は、職場内だけでなく、社外での業務中や、社外の関係者に対しても行ってはいけません。
4. 上記のほか、TOTOグループの人権に関する基本的な考え方は、TGS「TOTOグループ人権方針」を参照してください。

### 解説

性のあり方の要素は、大きく分けて以下4つに分類されます。

1. からだの性(出生時に診断された性別)
2. 性自認(自分の性別をどう認識しているか)
3. 性的指向(好きになる相手の性別)
4. 性表現(服装、しぐさ、言葉遣いなど)



## 02 ハラスメントの禁止

ＴＯＴＯグループは、ハラスメントの撲滅に努めます。

### 遵守ガイド

1. ハラスメント問題を起こさないためには、個人の言動の受け止め方は個人間で差が大きく、またハラスメントになるか否かは相手の受け止め方によるところが大きいということを十分認識しておかなければなりません。
2. ハラスメントに発展する恐れのある言動には常に十分注意を払わなければなりません。職場内に限らず、また社員だけでなく社外の関係者に対しても同様です。



# 03 労働安全衛生

TOTOグループは、各国・地域の労働関係法令を遵守するとともに、社員にとって安全で快適な職場づくりを実践します。

## 遵守ガイド

1. 各国・地域における労働条件および安全衛生に関する法令や基準を遵守してください。
2. 日常の安全衛生活動や心とからだの健康づくりを実践し、快適な職場づくりに努めてください。
3. 自動車、バイク、自転車などの乗り物の運転中は交通法規を遵守し、安全運転を行ってください。



# 04 薬物・飲酒・賭博（賭け事）

TOTOグループは、各国・地域における薬物・飲酒・賭博に関する法令を遵守し、社員の安全と健康を脅かす薬物やアルコールの乱用および賭博行為（賭け事）を禁止します。

## 遵守ガイド

1. 薬物を乱用してはいけません。薬物の乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法で薬物を使用することをいいます。覚醒剤、コカイン、MDMAや大麻などの違法薬物は1回使用しただけでも乱用にあたります。  
また、日本の法令の場合、薬物の使用が認められた外国であっても、日本人が使用すれば日本国の刑法によって罰せられます。国外でも自国の法令を厳守してください。
2. アルコールの過剰な摂取は健康を害するとともに、泥酔状態で行った行為が自身や会社の信頼の失墜にも繋がりがねませんので十分な注意が必要です。特に飲酒運転により交通事故を引き起こした場合は、法令や社内規定によって自身が罰せられるだけでなく、TOTOブランドの価値を損ねることにも繋がりますので注意してください。
3. 賭博にあたる行為（賭け事）をしてはいけません。日本の法令では、ゴルフや野球などのスポーツ、ゲーム等の勝敗に関して金銭を賭けることも賭博に該当しますので、くれぐれも注意してください。



# 05 私的な利得追求の禁止

TOTOグループは、個人の利益と引き換えに会社に損失を与えるような行為を社員に禁じています。

## 遵守ガイド

1. 会社の資産（有形・無形を問わない）を個人的な目的のために使用してはいけません。
  - (1) 会社のコピー、パソコン、プリンター、電話、FAX、社用車、各種会員権、事務用品などを職務以外の目的で使用してはいけません。
  - (2) 個人的な飲食代、タクシー代等を会社の費用で負担させてはいけません。
  - (3) 業務上で預かっている会社の資産を個人の資産と混同したり、個人的な目的のために流用してはいけません。
  - (4) 会社の顧客情報、企業秘密、ノウハウ等、社外に対して公表されていない情報を、個人的な利得と引き換えに漏洩してはいけません。
2. 就業時間中に、自らのため、あるいは他者のために、会社の業務とは関係のない作業・活動を行ってはいけません。
3. 個人的な利得のために、取引先への便宜をはかってはいけません。
  - (1) 個人的な理由で特定の取引先に特別な便宜をはかり、会社にとって合理的な範囲を逸脱した不利な条件で当該取引先と取引してはいけません。
  - (2) 上記に繋がるような接待・贈答品を個人的に受けてはいけません。
4. 会社の承認を得ないで、TOTOグループのビジネスと競合する行為を行ってはいけません。

# 06 国際・地域ルールの尊重

TOTOグループは、国際ルールや各国・地域の法令を遵守するとともに、文化や習慣を十分に理解し、差別や不適切な行為に及ばないよう努めます。

## 遵守ガイド

1. 国や地域によって異なる法律や制度、文化、習慣がありますので、それらの内容を理解して、業務を遂行してください。
2. 社員や社外の関係者に対して、人種や国籍などの違いに関し、差別行為と受け取られるような言動をとらないように、細心の注意を払ってください。
3. 他国への業務出張や出向の際には、事前にその国や地域の法令、文化、習慣等について、ある程度の知識をもって臨むように心がけてください。

### 解説



国や地域によっては、法令違反に対して非常に厳しい罰則が科される場合や、企業に係る問題がすぐに訴訟問題に発展する場合があります、企業の存続を揺るがすような莫大な金額の賠償命令が出されることも珍しくありません。



# 07 資産の保護

TOTOグループは、会社の資産を厳重に管理し、私的な目的での使用は許しません。

## 遵守ガイド

1. 会社の資産は事業活動の基盤となる貴重な財産です。TOTOグループの社員は、資産が紛失したり、盗難や火災にあったり、不正に使用されることのないよう保護しなければなりません。
2. 資産の紛失や盗難等に気づいたときは、直ちに上司へ報告しなければなりません。
3. 会社の資産は、業務の遂行目的のみに使用し、私的な目的で使用することは許されません。
4. 会社の行事に関連した事由で、会社が保有・管理している設備・機器・備品等を使用する場合は、事前に上司または管理責任者に申し出て、承認を得なければなりません。
5. 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など）も会社の貴重な財産です。TOTOグループが所有する知的財産権が侵害されている、またはその疑いがあることを発見した場合は、速やかに上司に報告してください。

# 08 知的財産権の尊重

TOTOグループは、他人が所有する「知的財産権」を尊重し、侵害行為は行いません。

## 遵守ガイド

1. 研究、商品開発、技術開発、デザイン等に携わる社員は、TOTOグループの事業を競合メーカーに対して優位に進めるために、会社として知的財産権をしっかりと取得することを心がけてください。
2. 他人の知的財産権を侵害してはいけません。研究や開発などの段階で必ず他人の特許権、意匠権および商標権などを侵害することにならないか調査を行い、遅くとも発売前までに侵害にあたらない状態にしておかなければなりません。
3. 近年、IT(情報技術)の発達により、画像、映像、音楽、コンピュータ・ソフトウェアなどの様々な著作物を極めて簡単にコピーしたり、これらをネットワークを通じて広範囲にやり取りできる環境になっています。しかし、他人の著作物の無断利用は違法行為です。他人の著作物を利用する際は、著作権者からの許諾を得たうえで利用ください。

### 解説



特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など、人間の創意・工夫などの知的創造活動の結果、得られる権利を「知的財産権」と呼びます。この権利に独占的効力を認め保護することは、発明などの新たな創造活動を促し、産業や文化の発展のために極めて有効な制度とされています。

# 09 情報システムの適正な使用

TOTOグループは、会社の情報システムの私的な使用を許しません。

## 遵守ガイド

1. 会社のシステムは業務のためのみに使用し、業務以外の個人的な目的での使用を禁止します。
2. 次の行為は一般的にも禁止されていますが、システムの使用に際しても行ってはいけません。
  - (1)違法に、第三者の著作物を複製、加工、改変する。
  - (2)第三者のコンピューターシステムに不法侵入したり、他人のIDやパスワードを使用する。また他人にパスワードを教える。
  - (3)データ等を損壊・改竄、あるいは第三者の業務上の機密を侵す。
  - (4)社員または第三者を誹謗・中傷する情報、名誉もしくは信用を毀損する情報、プライバシー権を侵害する情報等を流す。
  - (5)その他、社員または第三者の所有権、著作権をはじめとする知的財産権、人格権その他一切の権利を侵害する。
3. システムを利用して、他者に不快感を与える情報、卑猥な情報、虚偽の情報、その他職場環境に悪影響を与える情報を流してはいけません。

# 10 個人情報の保護

TOTOグループは、個人情報を厳重に管理し、業務上必要でかつ法律上の正当な理由がある場合や、本人の承諾を得たもの以外は使用しません。

## 遵守ガイド

1. 個人情報は、会社の機密情報と同等の扱いで、情報の漏洩や部外からの侵入等が起こらないよう厳重に管理してください。
2. お客様情報を収集する際は、収集目的、利用方法、第三者への情報提供など、情報の取扱いについて通知し、同意を得なければなりません。第三者への情報提供先が、TOTOグループ内の会社であっても同意が必要です。
3. 個人情報は、会社の情報システムや紙等に記録・保管されていますが、利用目的以外の理由で使用してはいけません。
4. 個人情報の収集・利用にあたっては各国ごとの法令に沿った対応をします。

### 解説



個人情報とは、TOTOグループのお客様や社員の個人を特定できる情報、または単一情報では識別できないが他の情報と組み合わせると特定できる情報のことです。

### 解説



グローバル化の進展に伴い、業務上、他国の取引先や従業員等の、個人情報を扱うケースも増えていきます。そうした個人情報の他国での利用に、厳しい制限を設けようとしている国や地域（欧州・中国等）があり、留意が必要です。



# 11 会社機密の保持

TOTOグループは、会社の顧客情報、営業秘密、ノウハウ等の機密情報を貴重な財産として扱い、その機密保持に細心の注意を払います。

## 遵守ガイド

1. TOTOグループ各社の機密情報を業務遂行以外の目的で使用してはいけません。
2. TOTOグループ各社の機密情報を会社が無断で第三者に開示してはいけません。
3. TOTOグループ各社の機密情報を業務遂行のために、他の部署の者に開示することが必要な場合は、権限のある者から事前に許可を受け、  
たうえで、業務遂行上で必要な範囲の部署の責任者に限定して開示してください。
4. 上記のほか、TOTOグループの機密情報の管理・取扱は、TOTOグループ標準(TGS)の規定に則ってください。
5. 在職中に知り得た機密情報を、退職後において、あらかじめ決められた期間を経ずに使用または開示してはいけません。機密情報が記載または収納されている文書や情報記録媒体は、退職時に、全て会社に返還しなければなりません。
6. 第三者から開示を受けた機密情報についても、上記1～5のガイドを遵守しなければなりません。

# 12 インサイダー取引の防止

TOTOグループは、インサイダー取引に関する禁止事項の周知徹底を行い、社員によるインサイダー取引を未然に防止します。

## 遵守ガイド

1. 会社で知り得たTOTOの重要情報(TOTOグループ標準(TGS)インサイダー取引防止管理規定を参照)やそれに該当する可能性のある情報を他の者にみだりに開示・漏洩してはいけません。
2. TOTOの重要情報やそれに該当する可能性のある情報を会社で知得した場合、その情報の公表が完了するまで、TOTO株式の売買を行ってはいけません。
3. 職務を通じて他社の重要情報について知得した場合も、公表されるまでは当該他社株式の売買を行ってはいけません。
4. TOTOや他社の重要情報を知得している場合、当該会社の株式について、家族や知人などの第三者を介して行う取引も行ってはいけません。



# 13 公正な取引

TOTOグループは、各国・地域の公正な取引に関する法令（独占禁止法、その他各国競争法）を遵守します。

## 遵守ガイド

1. 同業他社や業界団体で、販売価格、販売数量、取引先、販売地域、発売時期等、競争上の重要な事項についての取決めを行ってはいけません。これらの行為をカルテルといい、公正な取引への違反行為となります。
2. 入札参加者同士が話し合うことにより、落札者・落札価格を決定するのは「談合」にあたり、公正な取引に違反しますので、絶対に行わないでください。
3. 競争関係にある他国の企業と、輸出地域や輸出数量、輸出価格等、競争上の重要な事項について取決めを行ってはいけません。これらの国際カルテルは、他国の公正な取引に関する法令（競争法）上の問題を引き起こす可能性が非常に高いため、特に注意してください。



# 14 優越的地位の濫用の禁止

TOTOグループは、買い手としての取引上の優位性を濫用して不当に不利益を与えるような言動がないよう徹底します。

## 遵守ガイド

1. 取引条件の設定や変更等、購入先に不利益な条件を一方的に押し付けてはいけません。
2. 購入先に、自己または自部門・自社のための金銭・役務、その他経済上の利益を提供させるような行為をしてはいけません。
3. 購入先に、自社またはグループ会社の商品購入を強要してはいけません。
4. 購入先の経営に、個人的に関与するような行為をしてはいけません。



# 15 契約の遵守

TOTOグループは、法令や社会規範に従って契約を結び、合意事項を遵守します。

## 遵守ガイド

1. 契約は法律行為ですから、成立した契約内容を遵守しなければなりません。
2. 契約は、書面化されていなくても口頭による合意で成立しますので注意してください。
3. 契約書は、後日、契約の成立や内容について争いが生じた時の証拠として、重要な役割を果たしますので、厳重に保管しておかなければなりません。

### 解説



契約とは、互いに対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為のことです。例えば、売り主の「何をいくらで売りたい」という意思表示と、買主の「何をいくらで買いたい」という意思表示が合致すれば売買契約が成立します。

# 16 公務員への不正支払防止

ＴＯＴＯグループは、営業上の不正な利益を得るために各国・地域の公務員に対して金銭等の利益を供与する行為を禁止します。

## 遵守ガイド

1. 公務員に対し、会社の不当・不正な利益を目的とした贈答や接待等を行ってはいけません。
2. 上記に相当しない場合でも、公務員に対する贈答・寄付・接待・招待等については、各国・地域の法令および慣習等を逸脱していないか十分確認し、慎重に対応してください。

### 解説



公務員に金銭や贈答品を渡す行為が法令で禁止されている国や地域が多数ありますので、それをよく認識して対応する必要があります。



# 17 贈収賄行為の禁止

ＴＯＴＯグループは、公平・公正な事業活動を常に心がけ、贈賄やその疑いのある接待行為などは禁止します。

## 遵守ガイド

1. 不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする金銭・贈答・接待などの授受・供与を行ってはけません。
2. 取引先から個人的に接待・贈答品などの利益供与を受けてはけません。



# 18 反社会的勢力への対応

ＴＯＴＯグループは、反社会的勢力には屈服せず、これらの勢力に毅然とした態度で臨みます。

## 遵守ガイド

1. 反社会的勢力に何かを依頼したり、金銭の支払いや接待を行ったり、その影響力を利用するなどの行為は、絶対に行ってはいけません。
2. 業務上や職場生活において、反社会的勢力との接触があった場合には、直ちに上司に連絡してください。



# 19 輸出入

TOTOグループは、貿易関連法令を遵守し、適切な貿易取引を行います。

## 遵守ガイド

1. 貿易取引を行うにあたっては、各国・地域が定める貿易関連法令を遵守すると共に、必要な許可申請等の手続きを行わなければなりません。
2. 必要な関税および消費税等の税金は納付期限内に納付しなければなりません。
3. 武器・兵器およびそれらの関連技術等は、自国の許可を得ないで輸出してはいけません。安全保障上の見地から国際企業としての社会的責任に反すると思われる貿易取引を行ってはいけません。
4. 各国が定める輸出禁制品の輸出または輸入禁制品の輸入を行ってはいけません。(但し、法令の規定により、許可・承認を取得して輸出入できる場合は除きます。)
5. 上記の法令や規制には、日本、アメリカ、EU及び国連の輸出入管理及び経済制裁に関するものが含まれますが、これらに限定されません。



# 20 安全な製品（製造物責任）

TOTOグループは、製品安全の向上に努め、危害の防止など必要な措置を講じます。

## 遵守ガイド

1. 会社が市場に提供した製品において、万が一その欠陥により、一般消費者の生命または身体に重大な危害が発生し、または発生する急迫した危険がある場合、関係者は協力のうえ、危害の拡大を防止するための適切な対応を取らなければなりません。
2. 製品づくりやサービス業務等に携わる社員は、品質至上の考え方を基本とし、その品質の中でも安全性を最優先に考えて、お客様が安心できる製品・サービスを提供しなければなりません。

### 解説

製造物責任とは、製品の欠陥による事故の被害者に対してメーカー等が負う損害賠償責任のことです。製造物責任法（PL法）では、被害者の生命、身体または財産にかかわる拡大損害が賠償責任の対象になります。また、「製品」の範囲には製品本体だけでなく、取扱説明書、警告ラベル、宣伝、カタログ等の製品に関する情報も含まれますので、不適切な情報により危険が生じれば製品の欠陥になります。



# 21 お客様（消費者）の保護

TOTOグループは、お客様にとって必要な情報を明確で平易に提供すると共に、苦情には適正かつ迅速に対応し、お客様の安全とお客様満足を実現します。

## 遵守ガイド

1. カタログ、取扱説明書などの印刷物やWebサイトの制作に携わる社員は、製品の特徴や安全に関する公正な情報を、明確で平易に提供することに努めてください。
2. お客様からの苦情への対応に関わる社員は、苦情を申し出るお客様の権利を守り、迅速に対応、公平に解決するように努めてください。

### お客様（消費者）の権利

- 安全が確保されること
- 自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること
- 必要な情報および教育の機会が提供されること
- 消費者の意見が消費者政策に反映されること
- 被害が生じた場合、適切かつ迅速に救済されること



# 22 お客様満足

TOTOグループは、お客様の期待を超える商品とサービスの継続的な提供を通じて、お客様満足の確保と更なる向上に努めます。

## 遵守ガイド

1. お客様に喜ばれる商品やサービスを提供し続けるために、下記の方針を心がけ、常にお客様視点で行動してください。

### TOTOグループお客様方針

- お客様の期待を超える商品・サービスで、健康で快適かつ地球に優しい生活シーンを実現します。
- 品質至上の考え方を基本に、商品づくりに取り組み、優れた品質の商品を提供します。
- 各国・地域の法律ならびに国際規範を遵守した商品・サービスを提供します。
- お客様に安全かつ安心して使用いただける商品・サービスを提供します。
- お客様に信頼され、喜んでいただける情報を積極的に提供します。
- お客様からのご意見・ご要望に対して、誠意を持って対応します。
- お客様から社会通念を超える要求や言動があった場合は、毅然とした態度で臨みます。
- お客様情報を保護するため、個人情報保護に関する法規およびTOTOグループの標準類を遵守します。

# 23 ユニバーサルデザイン

TOTOグループは、性別、年齢、身体能力などの違いに対応した「一人でも多くのお客様に使いやすい商品とサービス」の提供を通じて、一人でも多くの人が暮らしやすい社会の実現に貢献します。

## 遵守ガイド

1. 商品の開発やサービスの提供に従事する社員は、それぞれの国・地域のお客様の嗜好に応じた商品・サービスの提供に努めるとともに、下記の「ユニバーサルデザイン5原則」を心がけてください。

### ユニバーサルデザイン5原則

#### 1 ラクにつかえる

- ・体の動き、移動がラク
- ・無理な姿勢での動作が無い
- ・姿勢をラクに保てる
- ・お掃除がラク

#### 2 操作しやすい

- ・操作方法がわかりやすい
- ・操作が簡単にできる

#### 3 こちよい

- ・使用環境にあわせて適切な温度や明るさ等にできる
- ・五感にやさしく、いつも気持ちよくつかえる

#### 4 えらべる

- ・多様な使用者や使う条件の違いに対応できる
- ・変化にあわせ必要な機能を追加、選択できる

#### 5 安全で安心

- ・多様な使用者に対する安全配慮
- ・万が一に備えた安心配慮

#### 解説

ユニバーサルデザイン(UD)はアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授が中心となって提唱した概念で、最初からできるだけ多くの人が利用できるように企画・設計しようとする考え方です。

# 24 環境保全

TOTOグループは、限りある資源の有効利用に努めるとともに、地球環境の保全に十分配慮した事業活動を推進します。

## 遵守ガイド

1. 社員は下記の方針を念頭に置いて、資源の有効利用や地球環境の保全に配慮した業務推進を心がけてください。

### TOTOグループ地球環境方針

- 節水や空気浄化に代表される環境配慮商品・サービスを開発し地球環境に与える負荷の低減に貢献します。
- 事業活動のあらゆるプロセスで環境負荷を低減します。
- 環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を図ります。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。
- 積極的なコミュニケーションを通して、より良い地球環境の実現を目指します。



# 25 社会貢献・地域共生

TOTOグループはよき企業市民として、経営資源を有効に活用して社会貢献・地域共生活動を行い、よりよい社会を築き支え、社会と共生します。

## 遵守ガイド

1. TOTOグループは下記のような方針を掲げ、各国・地域および地球規模での社会課題の解決を目指して、経営資源を有効に活用し、事業活動とともに各地の生活環境・文化・歴史を尊重した社会貢献活動に取り組むことを方針としています。皆さんも社会や地域を構成する市民の一人として、自分のできる範囲で構いませんので、地域のボランティアや寄付等の慈善活動に積極的に参加してみてください。

### TOTOグループ社会貢献活動方針

- 企業理念の実現に向け、人々の生活を「きれいと快適・健康」なものにする活動に取り組みます。
- 持続可能な社会の実現に向け、地域ならびに地球規模での「環境」を守る活動に取り組みます。
- 良き企業市民として「人とのつながり」を大切にし、地域や社会に積極的に貢献します。



このガイドラインに反するような事象が起こったり、何か疑問を感じたりした場合は、できるだけ速やかに下記の手順で相談してください。

1. まずは、あなたの上司に相談することを考えてください。
2. 何らかの事情で上司への相談が難しい場合は、自社の人事担当部門に相談してください。

TOTOグループは、違反行為について相談や通報を行った社員が、相談等の行為によって上司や会社から不利益な処遇を受けないことを保証します。上司や会社は、相談等を行った社員のプライバシーを厳守しなければいけません。TOTOグループは、相談等を行った者に報復する行為を絶対に許しません。

2013年 6月:初版発行  
2025年 7月:第9版発行

発行責任部門:TOTO 経営企画部



この印刷物は、重度障がい者多数雇用企業  
サンアクトTOTO(株)で作成しました。  
「TOTOグループ」は障がい者雇用の推進に  
努力しております。